

第 6 9 回 橿原市農産物品評会開催要領

1 目 的

農産物に対する知識の普及と農産物の品質向上を期することを目的とする。

2 出品受付日時及び場所

日 時：令和 7 年 1 1 月 2 2 日（土） 午前 7 時～午前 9 時

場 所：橿原神宮（橿原市久米町 9 3 4）外拝殿前

3 出 品 規 格

（1）対象は、市内に居住する方又は市内において生産される農業生産物であること。

（2）出品は、1 人あたり各品目で 1 点とする。

出品例 ○ 米 2 合のみ ○ 米 2 合と大豆 2 合 ○ 米 2 合とハクサイ 3 個
× 米 2 合と米 2 合

（3）品目 1 点につき必要な数量は、下記のとおりとする。

区 分	数 量	品 目
穀 類	2 合	米、大豆、小豆、その他豆類 ほか
	10 個	落花生 ほか
葉 菜 類	3 個	白菜、キャベツ、レタス、玉葱、サラダ菜 ほか
	3 束・株	みつば、ネギ、タアサイ、水菜、ほうれん草、ワケギ、ブロッコリー、チンゲンサイ、小松菜、マナ、菊菜、シロナ、ワサビナ ほか
根 菜 類	3 本	大根、ごぼう、大かぶら、ゆり根、生姜 ほか
	5 本	人参 ほか
	7 本	小かぶら ほか
芋 類	3 本	長いも、じねんじょ、やまといも（つくねいも）ほか
	5 個	じゃがいも、さつまいも、安納芋 ほか
	7 個	里芋、トウノイモ ほか
果 菜 類	3 個	南瓜、冬瓜 ほか
	5 個	ピーマン、ナス、インゲン豆 ほか
	1 パック	苺
果 実 類	5 個	ミカン、柿、キウイ、レモン、キンカン ほか
	10 個	栗など小さい物
畜 産 類	5 個	鶏卵、烏骨鶏 ほか
	10 個	うずら卵 ほか
鉢 花 ・ 花 き	2 鉢	シクラメン、桜草ほか
	5 個	ポット苗 ほか
切 花 類	5 本	キク、バラ ほか
そ の 他	適 宜	きのこ類は生で 3 0 0 g、農産加工品等
家 庭 菜 園	適 宜	非農家を対象 ※数量などは問いません

4 出品物の搬入及び受付方法

- (1) 出品物は11月22日の午前7時～午前9時の間に直接会場へ搬入し、出品物の受付をすること。搬入経路については係員の指示に従うこと。なお、午前9時以降の搬入については受付しない。
- (2) 病虫害等が付着した出品物は受付後であっても発見次第処分する。
- (3) 出品物は返還しない。

5 審 査

- (1) 審査員は奈良県中部農林振興事務所職員等及び奈良県農業協同組合職員とし、実行委員会が依頼する。
- (2) 審査に関する細則及び出品物の審査は審査員が協議のうえ、実行委員長へ報告する。
- (3) 審査日時は、11月22日の午後とする。
- (4) 審査の結果について、異議の申し立てはできない。

6 一般観覧日時等

一般観覧 11月23日（日・祝）午前10時～午後2時
出品物即売会 11月23日（日・祝）午後3時～

7 表 彰

審査の結果、優秀な農産物に対し次の基準により賞状、賞品を贈呈し、その生産者を公表する。出品された農産物の一部を橿原神宮に奉納する。

- (1) 入賞点数及び賞品（入賞点数は、出品点数により増減する。）

特等 13点

橿原市長賞（2点）、橿原神宮宮司賞、橿原市議会議長賞、橿原市農業委員会会長賞、奈良県知事賞、奈良県議会議長賞、奈良県農業会議会長賞、奈良県花き植木農業協同組合代表理事組合長賞、中部地域農業推進協議会長賞、奈良県中部農林振興事務所長賞、奈良県農業共済組合長理事賞、奈良県農業協同組合代表理事賞

1等 11点

2等 9点

参加賞 出品1点につき1個進呈

特等には、賞状、賞品、額を12月13日の表彰式にて贈呈。

1等には、賞状、賞品を11月23日 午前10時より会場にて贈呈。

2等には、賞品を11月23日 午前10時より会場にて贈呈。

- (2) 入賞者の発表及び表彰

審査の結果、入賞者については出品物の受付番号を11月23日の午前10時に会場に掲示する。また、品目・氏名を記載した入賞者名簿を公開する。

特等受賞者については、12月13日の午前10時から橿原神宮（神宮会館）にて表彰を行う。1等及び2等受賞者については、11月23日の午前10時～午後2時に会場において随時賞品等を贈呈する。

- (3) 出品物の即売会

農産物品評会へ出品された農産物は、11月23日の午後3時から即売する。売り切れ次第終了とし、即売会での売上は全て橿原市農業祭実行委員会の収益とする。

8 注 意

本要領は、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。